二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、「次の図」及び「次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三千九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、「次の図」及び「次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三千九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県富士吉田市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
富士吉田市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三千九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県都留市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、「次の図」及び「次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三千九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県都留市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、「次の図」及び「次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省
国土交通省告示第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年国土交通省令第七十六号)の施行に伴い、農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び第二条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類(平成二十五年国土交通省・農林水産省・環境省告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

第十号イ中「第三条の五第一項各号」を「第三条の四第一項各号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省
国土交通省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年国土交通省令第七十六号)の施行に伴い、農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第一条及び第二条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類(平成二十五年国土交通省・農林水産省・環境省告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

第十号イ中「第三条の五第一項各号」を「第三条の四第一項各号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省
国土交通省告示第三号

農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年国土交通省・農林水産省・環境省令第三号)第一条及び第二条の規定に基づき、農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び第二条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類(平成二十三年国土交通省・農林水産省・環境省告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

第十号イ中「第三条の五第一項各号」を「第三条の四第一項各号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。